

公益社団法人 日本図書館協会

資料交換センター要項

1956年04月01日制定

1989年03月31日改正

1994年09月08日改正

2001年04月01日改正

2014年01月21日改正

1. 目的

図書館発行の資料（主として「館報」類）を相互に交換することによって、図書館活動とその発展に寄与する。

2. 構成

資料交換センターは、公益社団法人日本図書館協会の施設会員である公共図書館によって構成する。

3. 内容

加盟館は、自館発行の資料を資料交換センターに送ることにより、他の加盟館の資料を自動的に交換・入手することができる。

4. 方法

- (1) 加盟館は、原則として年間5点以上の資料を提供する。
- (2) 加盟館は、原則として加盟館数に日本図書館協会資料室分（1部）を加えた部数の資料を提供する。
- (3) 提供する資料の規格は、次のとおりとする。

① 大きさ：原則としてA4判以下。

（大きさがA4判を越える場合はご連絡下さい）

② 重量：1件1kg以内。

※この重量を超える場合は、下記負担金とは別に、1kgを超えるごとに1件あたり50円を支払うものとする。

例) 1件1.5kg以内の場合：50円×部数

1件2.5kg以内の場合：100円×部数

- (4) 全加盟館へ提供できない場合は、提供すべき館を指定する事ができる。
- (5) 加盟館以外の資料は、取り扱わない。

5. 資料の発送

加盟館への資料の発送は、原則として年間6回（5, 7, 9, 11, 1, 3月）に行う。

6. 負担金

負担金は、年額35,000円とする。

以上